

両用品目輸出事業者の輸出管理内部 コンプライアンス体制の構築に関する 指導意見の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見」（以下「本指導意見」）およびその付属文書である「両用品目輸出管理の内部コンプライアンスガイドライン」（以下「本ガイドライン」）の概要について解説します。実務上の注目点や動向などについては次回ご紹介します。

1. 強制力のない指導意見とモデルガイドラインの二部構成

輸出管理法は、国の輸出管理主管部門が輸出管理ガイドラインを公布し、輸出事業者による輸出管理内部コンプライアンス体制の構築を指導することを規定しています（輸出管理法 5 条 4 項）。「本指導意見」は、同規定に基づいて、両用品目の輸出管理を主管する商務部が、両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制（以下「輸出管理内部コンプライアンス体制」）の構築の方針を示したもので、2021 年 4 月 28 日付けで改正公布、施行されました。また、「本指導意見」には、具体的なモデルガイドラインである「本ガイドライン」が添付されています

なお、「本指導意見」および「本ガイドライン」は、あくまで強制性のないガイドラインという位置付けです（なお、輸出管理法の一次意見募集稿では、輸出管理内部コンプライアンス体制の構築が輸出事業者の義務であるとの規定がありましたが、施行された輸出管理法では同表現は削除されています）。一方、輸出事業者が輸出管理内部コンプライアンス体制を構築し、かつ運営状況が良好である場合には、関連管理品目の輸出について、包括許可等の便宜的措置を受けることができるとされています（輸出管理法 14 条）。

2. 内部コンプライアンス体制構築のメリット

適切なコンプライアンス体制確立という意味では、輸出管理についても内部コンプライアンス体制をしっかりと構築しておくことが望ましいのは言うまでもありません。より具体的なメリットとしては、上述のとおり、輸出管理内部コンプライアンス体制を構築することが包括許可を受けるための条件となっている点が挙げられます。また、輸出管理内部コンプライアンス体制を構築した輸出事業者が輸出管理に関する規定に違反したものの、違法行為の危害結果を自発的に除去または軽減した場合等には、法定処罰の範囲内で軽く行政処罰を与え、または行政処罰を軽減するとされています（「本指導意見」四の（二））。

3. 内部コンプライアンス体制構築の基本原則

「本指導意見」は、輸出管理内部コンプライアンス体制の構築について 3 つの基本原則として (a) 合法性の原則、(b) 独立性の原則、(c) 実効性の原則を規定しています。

特に (b) 独立性の原則について、内部コンプライアンスを担当する社内の輸出管理コンプライアンス委員会などが、経営管理体系内で高い独立性を確保し、会社の輸出管理関連法令に違反する行為に対して単独で拒否権を行使する（つまり違反行為を禁止し、止めさせる）権限をもつこと（「一票拒否権」と表現されています）が推奨されている（「本指導意見」二の（二））点に留意する必要があります。

4. 内部コンプライアンス体制の基本要素

「本指導意見」は、輸出管理内部コンプライアンス体制に含まれるべき 9 つの基本要素を以下のとおり規定しています。

これを踏まえて、「本ガイドライン」は、輸出管理内部コンプライアンス体制の構築、整備に関する一般的な指針を提供しています。輸出事業者は、「本ガイドライン」の内容を参考にし、かつ自社の業務の特徴および実情を踏まえ、自社の実情に合う輸出管理内部コンプライアンス体制を構築することが推奨されています。

(1) ポリシーステートメントの策定

輸出事業者は、最高管理者または主要責任者が署名した誓約の性質を有する方針声明（ポリシーステートメント。輸出管理関連法令の遵守、商業活動に先立ち輸出管理リスクについて評価審査を行うこと等の誓約など）を作成して公表し、国の輸出管理法令を厳格に執行することおよび内部コンプライアンス体制に対する経営陣の支持の姿勢を明らかにする、とされています。方針声明は対内的には社内全員に配布、周知することとされています。また、仕入先、販売先等へ方針声明を送付し、当該企業の輸出管理コンプライアンスに対する取り組みの姿勢を示すこともできます。

「本ガイドライン」において、方針声明の主要内容および作成・公表の際の注意点が示されており、また、作成の際に参考となるサンプルも提供されています。

(2) 担当部署・組織の構築

輸出事業者は、輸出管理内部コンプライアンス体制の担当部署・組織を構築し、主管部門および人員の職責を明確にする、とされています。

担当部署・組織の構築については、特に重要なポイントとして上で述べた「一票拒否権」、つまり、独立性の原則に従い、専任の責任者に対し、あらゆる疑義ある輸出関連行為について、これを禁止する権限、または政府主管部門に意見を求める権限を付与することが強調されています。また、複雑な取引の場合にはそのコンプライアンス審査および判断を 1 人のみに担当させることを避けることも強調されています。

また、「本ガイドライン」では、担当部署・組織のサンプルとして、経営陣レベルでは輸出管理コンプライアンス委員会（条件が整っていない場合には実情に応じて首席コンプライアンスオフィサー）、実務レベルでは輸出管理コンプライアンス部門をそれぞれ設置し、各事業部門が輸出管理コンプライアンス部門の指導のもとに、社内の輸出管理コンプライアンス体制を遵守、執行するという仕組みが示されています。

(3) リスク評価

輸出事業者は、自身の規模、業種、経営方式等の状況に基づき、自身に存在する可能性のある輸出管理リスクについて、定期的に「全面的な」評価を行い、違反リスクの発生しやすい業務プロセス、段階を識別し、リスクのレベル、等級に応じた対応措置を講じるとされています。

評価の対象としては、(a) 経営品目の状況、(b) 顧客の状況、(c) 技術および研究開発の

状況、(d) 輸出先国および地域の状況、(e) 内部の運営状況、(f) 第三者提携パートナーの状況、(g) リスク防止措置等が挙げられています。

「本ガイドライン」では、これら (a) ～ (g) の評価対象項目ごとに具体的な評価対象内容等が示されています。また、実施の要点として、必要に応じて当局に相談すること、定期的に評価を実施すること、およびリスクレベルに応じて等級分けし、その等級に応じて措置を講じることが挙げられています。このほか、リスクの等級分けの基準についても例示されています。

(4) 審査手続の確立

輸出事業者は、輸出審査手続を確立し、経営過程において内部コンプライアンス管理を実行する必要がある段階を明確にし、手続化、制度的管理を通じて、管理品目が内部審査を経ることなくみだりに輸出されることを防止するとされています。

審査の要点としては、(a) 経営する品目が国の輸出管理リストによる管理品目であるか、(b) 経営行為が国の輸出管理法令に合致するか、(c) 最終利用者の所在国が国連の制裁を受けている国またはその他の要注意国であるか、(d) 最終利用者および最終用途にリスクが存在するか、(e) 最終用途に合理性があるか、(f) 顧客の支払方法が一般的な商習慣に合致しているか、(g) 輸出輸送経路が合理的であるか等が挙げられています。

これを踏まえて、「本ガイドライン」では、審査実施の要点として、管理品目の最終利用者および最終用途を厳格に管理すること、各種の取引を網羅的に審査対象とし、かつ取引の全プロセスに対して審査・監督管理を行うこと、企業の状況に応じて審査プロセスのフローチャートを作成することや「取引承認」「取引キャンセル」「取引一時停止」の基準を設けること等、多様な措置を採用してリスク評価の実施を進めることが規定されています。

特に全プロセスに対する審査・監督管理という点について、「本ガイドライン」は、(a) 契約締結前審査段階、(b) 契約締結段階、(c) 許可証申請段階、(d) 契約履行段階の4段階に分けて、各段階において審査すべき内容または採るべき措置等を示しています。特に、(a) 契約締結前審査段階がリスク評価にとって最も重要な段階と考えられ、「本ガイドライン」では、具体的に注視すべき問題が例示されるなどしています。また、リスク評価実施の際の参考として、顧客が真の用途を隠し、虚偽の情報を提供する可能性の高い行為態様を列挙する「警戒すべき異常行為」のリストを提供しています。

(5) 緊急対応措置の制定

輸出事業者は、緊急対応措置として、(a) 内部通報窓口および (b) 不審な事項の調査プロセスを設ける、とされています。

(a) 内部通報窓口について、輸出事業者は、従業員に対し、不審な注文、不審な顧客または不審な行為を発見した時は、遅滞なく輸出管理内部コンプライアンス担当部署・組織に通報することを求め、内部コンプライアンス担当部署・組織が調査を行い、かつ最終的な決定を下す、とされています。

(b) 不審な事項の調査プロセスについては、輸出事業者は、輸出品目につき輸出許可を申請すべきであるのに申請していない等の行為、または最終利用者および最終用途の変更

もしくは契約不適合等の状況を発見した場合、緊急救済措置を講じ、かつ遅滞なく政府部門に報告しなければならないとされています。

また、いわゆるキャッチオール規制（輸出管理法 12 条 3 項）への対応として、不審な事項、違法行為または突発事象を処理するにあたり、輸出事業者は、自らが輸出する品目に関連リスクが存在することを「知っている場合」「知り得べき場合」または「国の輸出管理部門の通知を受けた場合」は、その品目が国の輸出管理リストに含まれているか否かに関わらず、輸出管理法令の規定に従い、輸出許可を申請し、またはコンプライアンス上の対応を行わなければならないともされています。

このほか、緊急対応措置の制定の参考として、「本ガイドライン」は、緊急対応措置の主要内容を列挙しており、また、緊急対応措置の実施の要点として、通報者の身元や通報内容の秘密保持等の通報者の安全の確保、コンプライアンス管理業務に積極的に参加した従業員を奨励し、違反従業員を処罰する賞罰制度の実施、救済措置の適時の実行などを示しています。

(6) 教育研修の実施

輸出事業者は、実際の状況を踏まえて定期または不定期の研修計画を制定し、多様な研修形式を採用して全員研修を実現する。また、輸出管理研修を従業員の業績考査の指標とし、研修は、従業員が国の輸出管理法令を遅滞なく理解すること、内部コンプライアンス体制の要求を有効に実行すること、関連人員が輸出管理問題を適切に処理できるようになることを目的とするとされています。

これを踏まえて、「本ガイドライン」では、(a) 一般従業員、(b) 輸出管理と関わりのある従業員、(c) 輸出管理コンプライアンス部門の従業員に対し、従業員の部署に応じて適切な研修を実施することを規定しており、特に、(b) 輸出管理と関わりのある従業員に対しては、輸出管理内部コンプライアンス制度の内容、審査プロセス、最終利用者および最終用途の審査の重点、関連情報システム・選別ツールの使用方法、違反が判明した場合の報告および処理の手続等を重点的な内容として挙げています。一方、(c) 輸出管理コンプライアンス部門の従業員に対しては、中国および関係国別の輸出管理法令、政策動向、管理リスト、国際的な輸出管理コンプライアンスに関する参考となる実例等が重点になるとされています。

(7) コンプライアンス監査の充実

輸出事業者は、定期的に輸出管理内部コンプライアンス体制の合理性、実行可能性、有効性等について監査を行い、具体的な業務プロセスのコンプライアンス運用の規範性を評価します。コンプライアンス監査は内部の専任者が行うことができ、また、外部の第三者機構を招聘して行うこともできる、とされています。

監査の内容には、主に、(a) 各種両用品目の取引過程において審査プロセスを遵守しているか、(b) 担当部署・組織の運営が順調であるか、(c) 不審な事項の調査が有効であるか、および (d) コンプライアンス業務に改善を要する点が生じているか等が挙げられています。

他方、「本ガイドライン」では、監査の形式として、輸出管理内部コンプライアンス体制全体に対する監査と特定部門（例えば販売部門、生産部門等）または特定の輸出段階（例え

ば出荷手続、記録保存等)が挙げられています。また、監査プロセスが示され、監査を充実させるためのポイントをまとめたリストも提供されています。

(8) 資料・文書の保存

輸出事業者は、輸出管理と関わりのある資料・文書を漏れなく正確に保存するとされています。「本ガイドライン」では、分類保存する必要がある資料・文書が詳細に挙げられています。

(9) 管理マニュアルの作成

輸出事業者は、輸出管理内部コンプライアンス体制の管理マニュアルを作成し、前述の基本要素の内容を網羅し、国の輸出管理法令およびコンプライアンス制度を周知し、従業員がマニュアルを通じてこれを遅滞なく理解し、有効に実行できるようにするとされています。「本ガイドライン」では、管理マニュアルに含まれるべき内容が詳細に示されています。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 柴 巍

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210042>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp